

仮設工事

1. 着工前現場周辺の調査

工事着工前に付近の道路(道路内の埋設物の位置)、その他の現状を写真撮影し、必要に応じて図面を作成し、完了後の状況と比較判断できるようにする。

- a. 敷地の境界線
- b. 敷地の形状
- c. 敷地の地質
- d. 道路との接続する道路すべて)
- e. 必要に応じて事前・事後調査

2. 工事共通施設

1) 仮囲

敷地の周囲に仮囲いを設置する。

単管パイプの間隔 1.8m、布 3 段組みとし、万能鋼板 H=3.000 を取り付ける。

控えは必要に応じて風抜きのためパンチング孔鋼板を使用する。

また、必要に応じて埋設物がない部分はガードフェンス、または A 型バリケード、安全ロープを使用する。

2) 仮門(ゲート)

東面のメインゲート H = 4.5m W = 7.2m 電動シャッター

南面のサブゲート H = 4.5m W = 5.4m 蛇腹式パネルゲート

なお、ゲートは施錠できるものとし、必要に応じて警備員を配置する。

3) 仮設建物(組立ハウス)

工事用の仮設建物は下記の通りとする。

工事事務所のほか、便所・倉庫・専門工事業者詰所・警備員詰所・現場打合せ室・左官小屋を設置する。配置は総合仮設計画図による。

- a. 監督員事務所 + 会議室 コンテナハウス 5.4m × 2.2m × 2 連平屋 (23.7 m²)
 - b. 施工者事務所 + 会議室他 コンテナハウス 5.4m × 2.2 × 4 連 2 階建て (95.0 m²)
 - c. 作業員休憩所 コンテナハウス 5.4m × 2.2 × 4 連平屋 (48.5 m²)
 - d. 倉庫他 コンテナハウス 5.4m × 2.2 × 1 連平屋 (11.8 m²)
 - e. 監督員用トイレ (大 小 兼用) 1 セット
 - f. 施工者用トイレ (大 1 + 小 1) 1 セット
 - g. 作業員用トイレ (大 1 + 小 1) 2 セット
- トイレは簡易浄化槽を設け水洗式とする。
- h. ガードマンハウス 出入口付近に 1 カ所設置する。

4) 電気・給排水

a. 工事用電力

現場南側の電柱より高圧を引き込み、125KW キュービクル変電設備を設け受電する。

場内3箇所に分電盤と水銀灯を設置する。

躯体の立上りに合わせて、各階に2箇所ずつ分電盤を設置する。

b. 工事用

仮設排水管を敷き、排水管に沿って配管し、必要個所にバルブを設ける。

排水管は躯体の壁面に沿って配管し、必要個所にバルブを設ける。

排水管は躯体の壁面に沿って配管し、必要個所にバルブを設ける。

躯体の立上りに合わせて、各階に2箇所ずつ分電盤を設置する。

場内出入口の前には手洗い用・道具洗い用の流し場を設け給排水する。

5) 搬入路(場内)

車輛が進入する部分は、鉄板(1.5m×6.0m)敷きとする。

6) 駐車場

場内には設けるスペースがないので、50mほど離れた場所を借地して駐車場とする。

6) 場内安全通路

建物の周囲には最少幅1.0m以上の安全通路を確保する。

7) 荷揚げ・荷下ろし設備

躯体施工時 3トンクレーン 1基

仕上施工時 1トンクレーン 1台

仕上施工時 1トンクレーン(900Kg) W=5400 1基

仕上施工時 1トンクレーン 1台

3. 足場

内外の足場すべては、躯体の立上りに適合するように組み立てる。

1) 地足場(鉄筋)

a. 地足場は、基礎埋戻しまでの間に耐圧盤および基礎・地中梁の配筋

b. 鉄筋の配筋には配筋用金物を使用する。

c. 安全通路は、躯体の立上りに適合するように組み立てる。他の通路は足場板2枚敷きで手すりを設置する。

d. 建地は、躯体の立上りに適合するように組み立てる。地下室となる場合は止水板付きの既製の金物

を使用する。

2) 地下外部足場

地下ピット回りの埋戻し後、地下外壁の配筋・型枠組立のために足場を組み立てる。足場は $W = 600$ の枠組足場とし、作業床は鋼製布板とする。またスロープの外部側はブラケット足場を使用する。

3) 鉄骨組立・配筋用足場

鉄骨建方、本締め作業および鉄筋組立作業時は、鉄骨にハイステージを取り付けて行う。その際、小梁部分には鉄骨がないため 3 階、R 階に仮設の H 鋼を打ち込みチェーンを使用し、吊足場間に組み立てる。また、各階ごとに墜落災害防止のための水平ネットを張る。

4) 外部足場

本工事は躯体仕上げに足場を必要とするため、建物の外壁に沿って足場を架設する。全周 $W = 1200$ mm 部分には $W = 1200$ mm とする。作業床については鋼製布板 $W = 500$ mm 部分に架設する。鉄骨建方完了後に行い、コンクリート打設とともに階高に応じた水平ネットを張る。外側はメッシュシート張りとする。架設の際は「鉄骨工事・鉄骨組立・交差足場・溶接用足場・梁配筋用足場については「鉄骨建方施工計画書」を参照する。

5) 内部足場

- 階段室およびエレベータ部分には型枠支保工兼用の作業足場を架設する。架設の際は「鉄骨建方施工計画書」を参照する。
- 脚立踏脚板を使用する。踏脚板は $W = 1000$ mm とし、3 点支持で使用する。
- 開口部には $W = 1500$ mm、 $H = 1000$ mm の足場を架設し、開口部 1 m 以内は $W = 1000$ mm、 $H = 1000$ mm の足場を使用する。
- 可搬式作業台 (1,050 ~ 1,750)
- 作業台 (セーフファイブス) $W1,000 \times L3,000$ $H(750 \sim 1,050)$

6) 安全施設

- 外部足場には墜落と落下物防止のため、1 層おきに外壁と足場の間に隙間がないように水平ネットを張る。
- 各階の開口部で高所作業となる場所には、手摺と安全帯用の親綱を高さ 90cm の所に張り、誰もが利用出来るようにする。

4. 型枠支保工

支柱の高さが 3.5m 以上のものについては、労働安全衛生法第 88 条第 2 項により届出を行い、

労働安全衛生法に適合した設備とする。

5. 建物の基準墨出し

1) 建物通り芯

設計図書に明示された寸法により、“地縄”を出し逃げポイントを記録し監理者の検査を受ける。

2) 敷地周囲の工事に干渉されない箇所に通り芯（または返り墨）を出し、これを保存する。

3) 基準陸墨

敷地周囲の工事干渉されない場所に仮ベンチマークを設置し保存する。

4) 注意事項

- a. レイアウト図は十分注意し、定期的に検査を行い常に精度を保って
- b. 。
- c. 。
- d. 表を養生し、ペンキ等にてすぐ分かるようにして
- e. 基準墨を保存する。

参考資料

7. 労働安全衛生法に定める設置・計画届出（第88条）

（1）労働安全衛生法第88条2項により届出が必要な設備等

（30日前までに労働基準監督署長あて届出）

型わく支保工.....支柱の高さが3.5メートル以上のものに限る。

架設通路.....高さおよび長さがそれぞれ10メートル以上のものに限る。

（ただし、60日未満は除く）

足場.....つり足場、張出し足場は全て、それ以外の足場にあつては、高さが10メートル以上の構造のものに限る。

（ただし、60日未満は除く）

該当しないので省略

機械類.....（次頁 安衛則別表7 参照）

（2）労働安全衛生法第88条3項により届出が必要な大規模建設工事

（30日前までに厚生労働大臣あて届出）

（3）労働安全衛生法第88条4項により届出が必要な建設工事

（14日前までに労働基準監督署長あて届出）

（1）高さ31mを超える建設物または工作物（橋梁を除く）の建設、改造、解体または破壊の仕事。（高さとはグラウンドレベルからの高さ。）

（2）掘削の高さまたは深さが10m以上である地山の掘削（ずい道等の掘削および岩石の採取のための掘削を除く）の作業（掘削機械を用いる作業で、掘削面の下方に労働者が立ち入らないものを除く）を行う仕事。

機械類の設置時届出（安衛則別表7） 届け出部数はすべて2通 提出先は労基署

	対象となる機械設備	届出期限	添付書類
1	クレーン設置届(様式2)		
	つり上げ荷重3t以上のクレーンを設置しようとする時 (スタッカー式クレーンにあつては1t以上)	設置工事を開始する日の30日前まで	1.クレーン明細書 2.クレーン組立図 3.構造部分の強度計算 4.施工計画図 イ)据え付け箇所の周囲の状況 ロ)基礎の概要 ハ)走行クレーンにあつては走行する範囲

2 クレーン、移動式クレーン設置報告書(様式 9)			
つり上げ荷重が 0.5t 以上 3t 未満 (スタッカー式クレーンにあつては 0.5t 以上 1t 未満) のクレーン又は移動式クレーンを設置しようとする時	クレーンを設置する前	施工計画図移動式クレーンの場合は、クレーン明細書、検査証	
3 デリック設置届(様式 23)			
つり上げ荷重が 2.0t 以上のデリックを設置しようとする時	設置工事を開始する日の 30 日前まで	1. デリック明細書 2. デリック組立図 3. 構造部分の強度計算書 4. 施工計画図 イ) 据え付け箇所の周囲の状況 ロ) 基礎の概要 ハ) 控えの固定の方法	
4 エレベーター設置届け(様式 26)			
積載荷重が 1t 以上のエレベーターを設置しようとする時	設置工事を開始する日の 30 日前まで	1. エレベーター明細書 2. エレベーター組立図 3. 構造部分の強度計算書 4. 据え付け箇所の周囲の状況 5. 基礎の概要および控え固定の方法	
5 エレベーター、簡易リフト設置 報告書(様式 29)			
積載荷重が 0.25t 以上 1t 未満のエレベーター又は簡易リフトを設置しようとする時	設置工事の開始前	使用機械設置計画図	
6 建設用リフト設置届(様式 30)			
ガイドレールの高さ 18m 以上の建設用リフトを設置しようとする時(積載荷重が 0.25t 未満のものを除く)	設置工事を開始する日の 30 日前まで	1. 建設用リフト明細書 2. 建設用リフト組立図 3. 構造部分の強度計算書 4. 据え付け箇所の周囲の状況 5. 基礎の概要および控えの固定方法	
7 クレーンデリックエレベーター建設用リフト 落成検査申請書(様式 4)			
クレーン、デリック、エレベーター等機械を設置し落成検査を受けようとする時	受検希望日の 15 日前までに申請することが望ましい	1. 申請書面のみ 2. 荷重試験、安定度試験に必要な荷重及び玉掛用具を準備し検査	
7 ゴンドラ設置届(様式 10)			
事業者がゴンドラを設置しようとする時	設置工事を開始する日の 30 日前まで	1. ゴンドラ説明書 2. 検査証 3. 組立図、据え付け箇所の周囲の状況、固定方法を記載した書面	

